

地場産品基準について

地場産品基準

- 1号 南房総市内で生産されたもの（一次産品）
- 2号 南房総市内において原材料の主要な部分が生産されたもの
※内容量の5割超える部分が市内産であること
- 3号 南房総市内で製造・加工その他工程のうちの主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの
※当該返礼品の価格のうち、付加価値が占める価格割合が5割超えるもの
- 4号 南房総市内で生産されているが、近隣市区町村産と混在したもの
※ 流通構造上、混在を避けられない場合に限る。
- 5号 南房総市の広報目的で生産されたキャラクターグッズやオリジナルグッズなどで、形状や名称から南房総市独自の返礼品が明白なもの
- 6号 「1号～5号」に該当する地場産品の返礼品等と、それに附帯する非地場産品を合わせて提供するもの
※セット全体の価格のうち、地場産品の占める価格割合が7割以上占めるもの
- 7号 南房総市内で提供される役務（サービス）で、主要な部分が南房総市に深く関係しているもの
- 7号の2 南房総市内の宿泊施設で、千葉県内でのみ運営を行うものが運営するもの
- 7号の3 南房総市内の宿泊施設における宿泊の提供に係るサービス（前号に該当しないもの）
- 7号の4 南房総市内の地域エネルギー源により発電された電気
- 8号 近隣自治体・千葉県内での連携による共通の特産品の提供
- 9号 災害で甚大な被害を受け、それまで提供していた返礼品が出せなくなったときに、代替えとして提供する品